

芸術文化振興に関する条例の骨子について 答申案 新旧対照表

資料 2

I. 名称： 条例の名称は、下記のとおりとします。 ▼ <u>八尾市芸術文化によるまちづくり基本条例</u> 〔考え方〕 <u>これまで、本市の芸術文化行政においては、市民が芸術文化に触れる機会が少ないという課題を解決するため、その機会の拡充に取り組むことが求められていました。</u> <u>そして、文化会館での鑑賞機会の提供をはじめ、機会拡充の取り組みを推進した結果、現在では、子どもたちをはじめ、市民が芸術文化に触れる機会が一定確保される状況となりました。</u> <u>今後はこうした機会の拡充だけでなく、芸術文化を通じた人と人との交流や、芸術文化の他分野への活用等に資する取り組みを行うなど、「八尾な</u>	I. 名称： 条例の名称は、下記のとおりとします。 ▼ <u>八尾市芸術文化基本条例</u>	「I. 名称」について ・審議会のご議論を踏まえて名称を「八尾市芸術文化基本条例」と変更しました。 ※ 1 ・「I. 名称」では、〔考え方〕の記載を削除し、「II. 前文」において、再整理した〔考え方〕を記載することとしました。

らではの芸術文化による共創・共生社会の形成」を進めていく必要があります。 その形成促進のために、芸術文化によるまちづくりを基本とする条例を制定するものとします。 Ⅱ．前文： 条例の条項の前には、制定の背景・理由、目指すべき姿などについて述べた前文を置くこととします。 前文（案） 芸術文化は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、多様な視点や異なる価値観に触れることで、人と人の心のつながりを大切にし、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものである。 八尾市は、大和川や信貴・生駒の山々など四季折々の豊かな表情を魅せる自然に囲まれ、<u>聖徳太子の時代</u>からの貴重な歴史文化遺	Ⅱ．前文： 条例の条項の前には、制定の背景・理由、目指すべき姿などについて述べた前文を置くこととします。 前文（案） 芸術文化は、人々の創造性を育み、表現力を高める<u>ものである</u>。芸術文化を通じて、多様な視点や異なる価値観に触れることで、人と人の心のつながりを大切にし、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成することができる。 八尾市は、大和川や信貴・生駒の山々など四季折々の豊かな表情を魅せる自然に囲ま	「Ⅱ．前文」について ・ 審議会のご議論を踏まえて、1段落目を2文に分けました。※2 ・ 2段落目では、古墳時代以前の歴史資産がある
---	---	--

産が数多く残るなど地勢に恵まれた中で、ものづくりのまちとして大きな発展を遂げてきた。芸術文化においても、八尾を発祥の地とする河内音頭や、河内木綿の藍染文様や柄をはじめ、人々の生活の中で培われた文化が芸術的な要素を得て伝統文化として発展し、今日でも新たな流れを創り出している。 八尾市の芸術文化の振興にあたっては、八尾市文化会館が、<u>すぐれた鑑賞公演に取り組むとともに、小中学校での芸術文化に触れる機会の提供をはじめとする地域に根差した事業の展開や、地域文化を八尾の誇りや魅力として発信し次世代へ継承する取り組みにおいて中心的な役割を果たしてきている。</u> <u>このような中、芸術文化の鑑賞、参加、創造を通じて、あらゆる人が八尾市の誇る色とりどりの芸術文化をそれぞれに認め、尊重し合い、自らの価値観を形成できる社会を構築するとともに、次代を担う子どもたちが多様</u>	れ、<u>古くからの貴重な歴史文化遺産が数多く残り、地勢にも恵まれた中で、ものづくりのまちとして大きな発展を遂げてきた。芸術文化においても、八尾を発祥の地とする河内音頭や、河内木綿の藍染文様や柄をはじめ、人々の生活の中で培われた文化が芸術的な要素を得て伝統文化として発展し、今日でも新たな流れを創り出している。</u> 八尾市の芸術文化の振興にあたっては、八尾市文化会館が、<u>中心的な役割を果たしている一方で、市民による多様な芸術文化活動も展開されてきている。</u> <u>私たちは、このような歴史や経過を大切にしながら、市内のさまざまな拠点で展開される芸術文化に関する取り組みにより、芸術文化の鑑賞、参加、創造を通じたつながりや広がりを進めていくことで、人が育ち、人々との交流が活性化され、芸術文化と他分野との連携や八尾の魅力の発信も促進されてい</u>	ことを踏まえ表現を変更しました。 ・ 3段落目の文化会館については審議会のご議論を踏まえ、記載を簡略化しました。 ※ 5 ・ 前文の総括部分にあたる4段落目では、審議会のご議論を踏まえ、八尾版文化的コモンズを条例の中でもわかりやすく伝えるため、文化的コモンズの説明に置き換えました。 ※ 3
---	--	---

な芸術文化に触れ、生きる力と豊かな心を育める環境を整備することで、芸術文化そのものが地域や経済活動を活性化させる原動力となり、八尾ならではの芸術文化による共創・共生社会の形成をめざしていくため、この条例を制定する。	く、「芸術文化による八尾ならではの創造と交流の基盤」が形成されていくことを願い、この条例を制定する。	・審議会のご議論及び事務局の内部検討を踏まえて、八尾版文化的コモンズの表現を「芸術文化による八尾ならではの創造と交流の基盤」と変更しました。 ※ 4
	〔考え方〕 これまで、八尾市の芸術文化行政においては、市民が芸術文化に触れる機会が少ないという課題を解決するため、その機会の拡充に取り組むことが求められていました。しかし、文化会館での鑑賞機会の提供をはじめ、機会拡充の取り組みを推進した結果、現在では、子どもたちをはじめ、市民が芸術文化に触れる機会は多く確保される状況となりました。	・〔考え方〕を追記しました。

	一方で、八尾市には、文化会館やコミュニティセンターをはじめ、芸術文化活動の拠点となる場所が多く存在し、それぞれの場所で様々な活動が展開されていますが、それらの動きが八尾市全体としての動きにはつながっていないという課題があります。 これらのことから、今後は、これまでの個々の鑑賞や活動に軸足を置いた展開から、つながりやひろがりに軸足を置いた展開が大切です。市内のさまざまな拠点で展開される芸術文化に関する施策を通じて、人が育ち、人と人との交流が進むとともに、芸術文化と他分野との連携による取り組みや八尾の魅力の発信につながる取り組みが広がるなど、「芸術文化による八尾ならではの創造と交流の基盤」の形成を進めていく必要があります。この基盤の形成主体は、文化会館やコミュニティセンターをはじめ、芸術文化活動の拠点となる場所や、そのような場所で芸術文化活動を行	
--	--	--

Ⅲ. 目的： 芸術文化によるまちづくりについての基本理念と方向性を示すことで下記の①から③までを実現することを条例の目的として規定します。 ① 活力に溢れ、生き生きと働き、暮らし、活動する「人をつくる」 ② つながりと優しさのある「社会をつくる」 ③ 個性豊かで活力のある「まちをつくる」	う団体等です。 <u>「芸術文化による八尾ならではの創造と交流の基盤」の形成に向けて、芸術文化に関する施策を推進していくにあたり、さまざまな主体が共有する基本的な考え方として「八尾市芸術文化基本条例」を制定することとします。</u> Ⅲ. 目的： 芸術文化に関する施策についての基本理念と方向性を示すことで、下記の①から③までを実現することを条例の目的として規定するものとします。 ① 活力に溢れ、生き生きと働き、暮らし、活動する「人をつくる」 ② つながりと優しさのある「社会をつくる」 ③ 個性豊かで活力のある「まちをつくる」	「Ⅲ. 目的」について ・ 審議会のご議論を踏まえて、「芸術文化によるまちづくり」を「芸術文化に関する施策」に変更しました。※ 1
---	--	---

〔考え方〕 本市のめざす「<u>芸術文化によるまちづくり</u>」とは、 基本理念の項において後述する「<u>八尾ならではの 芸術文化による共創・共生社会の形成</u>」が達成・ 維持された状態であり、そこでは、<u>芸術文化を 通じて「人をつくる」「社会をつくる」「まちをつ くる」という3つの要素が相乗的な効果をもたら しながら進展することで、<u>八尾市の芸術文化による まちづくりの活性化につながっていくことが期 待されます。</u></u> IV. 定義： 条例で定めるべき用語の定義については、下 記のとおり規定するものとします。 ▼ 芸術文化 本条例における芸術文化とは、「文化芸術基 本法（平成13年法律第148号）が対象とす る芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生	〔考え方〕 本市が<u>芸術文化に関する施策の推進によりめ ざすのは、基本理念の項において後述する「<u>芸術 文化による八尾ならではの創造と交流の基盤の 形成</u>」が達成・維持された状態です。</u>芸術文化を 通じて「人をつくる」「社会をつくる」「まちをつ くる」という3つの要素が相乗的な効果をもたら しながら進展することで、<u>芸術文化の力により、 八尾市全体の活性化につながっていくことが期 待されます。</u> IV. 定義： 条例で定めるべき用語の定義については、下 記のとおり規定するものとします。 ▼ 芸術文化 本条例における芸術文化とは、「文化芸術基 本法（平成13年法律第148号）が対象とす る芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生	「IV. 定義」について
--	---	---------------------

活文化、国民娯楽及び出版物等とし、芸術には芸術的評価を伴うスポーツを含めるものとする」とします。 ▼ 芸術文化によるまちづくり <u>本条例における芸術文化によるまちづくりとは、「芸術文化の価値を高め、芸術文化を通じた交流や社会参加を促進するとともに、関連する分野における施策との有機的な連携を通じて、八尾市全体の魅力の向上を図ること」とします。</u> ▼ 市民 本条例における市民とは、「市内に居住し、通学し、若しくは通勤し、又は市内において芸術文化活動を行うもの」とします。	活文化、国民娯楽及び出版物等とし、芸術には芸術的評価を伴うスポーツを含めるものとする」とします。 ▼ 市民 本条例における市民とは、「市内に居住し、通学し、若しくは通勤し、又は市内において芸術文化活動を行うもの」とします。	・審議会のご議論を踏まえて、「芸術文化によるまちづくり」の定義を削除しました。※1
---	---	--

▼ 事業者 本条例における事業者とは、「市内で事業活動を行うもの」とします。 〔考え方〕 芸術文化の定義については、文化芸術基本法において、文化芸術の対象のうち文化財等を除く範囲を定義のベースとしながら、芸術については、芸術的評価を伴うスポーツを含めることを明文化します。 <u>芸術文化のまちづくりの定義は、いわゆるハード整備を中心としたまちづくりではなく、八尾のさまざまな場所や団体において人々が芸術文化に関する活動を行うことで進展するまちづくりとします。</u>	▼ 事業者 本条例における事業者とは、「市内で事業活動を行うもの」とします。 〔考え方〕 芸術文化の定義については、文化芸術基本法において、文化芸術の対象のうち文化財等を除く範囲を定義のベースとしながら、芸術については、<u>市民活動の状況等を踏まえて、芸術的評価を伴うスポーツを含めることを明文化します。</u>	
--	--	--

V. 基本理念： <u>八尾ならではの芸術文化による共創・共生社会の形成に向けて、下記の①から⑦までを基本理念として規定します。</u> ①子どもたちの生きる力、日々の生活での前向きで豊かな心を育むこと ②市民一人ひとりの自己形成や教養形成につながる ③多様な価値観が尊重されること ④新たな交流が生まれ、地域のつながりやコミュニティが強化されること ⑤社会的包摂が実現され、共生社会が構築されること ⑥まちの魅力の発掘を通じて市民の誇りが生まれ、市内外へ発信されること ⑦産業や観光などの他分野との連携により、まちが活性化されること	V. 基本理念： <u>「芸術文化による八尾ならではの創造と交流の基盤」の形成に向けて、下記の①から⑦までを基本理念として規定します。</u> ① 子どもたちの生きる力、日々の生活での前向きで豊かな心を育むこと ② 市民一人ひとりの自己形成や教養形成につながる ③ 多様な価値観が尊重されること ④ 新たな交流が生まれ、地域のつながりやコミュニティが強化されること ⑤ 社会的包摂が実現され、共生社会が構築されること ⑥ まちの魅力の発掘を通じて市民の誇りが生まれ、市内外へ発信されること ⑦ 産業や観光などの他分野との連携により、まちが活性化されること	「V. 基本理念」について
---	---	-----------------------------

〔考え方〕 <u>本市のめざす「芸術文化によるまちづくり」とは、「八尾ならではの芸術文化による共創・共生社会の形成」が達成・維持された状態であり、そこへ向けて①～⑦の基本理念を意識しながら各種取り組みを進めていきます。</u> VI. 各主体の役割： 条例の目的を達成するため、各主体の役割を下記のとおり規定するものとします。 ▼ 市の役割 市は、基本理念に則り、<u>芸術文化によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施し、八尾ならではの芸術文化による共創・共生社会を形成するための環境整備に努めるものとする</u>と規定します。また、<u>文化会館について、市は、八尾ならではの芸術文化による共創・共生社会の形成にあたっての中核施</u>	〔考え方〕 <u>本市が芸術文化に関する施策の推進によりめざすのは、「芸術文化による八尾ならではの創造と交流の基盤の形成」が達成・維持された状態であり、そこへ向けて①～⑦の基本理念を意識しながら各種取り組みを進めていきます。</u> VI. 各主体の役割： 条例の目的を達成するため、各主体の役割を下記のとおり規定するものとします。 ▼ 市の役割 市は、基本理念に則り、芸術文化に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、<u>「芸術文化による八尾ならではの創造と交流の基盤」の形成に努めるもの</u>と規定します。また、<u>市は、教育機関に対しては、子どもや若者たちが芸術文化に触れる機会や、活動の成果が発表できる場を設けるよう努めること</u>につい	「VI. 各主体の役割」について ・市の役割について、審議会のご議論を踏まえて、「まちづくり」という表現を削除しました。※1 ・文化会館については、別に定められている設置条例に設置目的が規定されていること及び審議会での
---	--	--

設と位置付け、その役割及び機能を最大限に生かすものとする」と規定します。 ▼ 教育機関の役割 教育機関は、子どもたちや若者たちが芸術文化に触れる機会や、活動の成果が発表できる場を設けるように努めるものとする」と規定します。 ▼ 事業者の役割 事業者は、自主的かつ主体的に芸術文化を発展させる役割を担うよう努めるとともに、事業活動を通じて、市民等の芸術文化活動を支援する役割を果たすよう努めるものとする」と規定します。 ▼ 市民の役割 市民は、芸術文化の担い手として自主的かつ主体的な芸術文化活動を行うとともに、市や教育機関、事業者、他の市民との互いの交流	て、事業者に対しては、主体的に芸術文化を発展させる役割を担うよう努めること、及び事業活動を通じて、市民等の芸術文化活動を支援する役割を果たすよう努めることについて、市民に対しては、主体的に芸術文化に関わり、市や教育機関、事業者、他の市民との交流及び理解を深め、芸術文化の発展に寄与する役割を担うよう努めることについて、それぞれ、理解を求めるものとする。	ご議論を踏まえ、記載を削除しました。 ※ 5 ・審議会のご議論を踏まえ、市以外の主体に負担を押し付けないという観点から、教育機関の役割、事業者の役割、事業者の役割を削除し、代わりに、市の役割の中で、当初それぞれの主体の役割として記載していた内容について、市が、それぞれの主体に「理解を求める」という表現に変更しました。 ※ 6
---	---	---

<u>及び理解を深め、芸術文化を発展させる役割を担うよう努めるもの」と規定します。</u> ▼ 市・教育機関・事業者・市民に共通する役割 <u>市・教育機関・事業者・市民は、八尾ならではの芸術文化による共創・共生社会の形成のために、相互に情報及び技術の共有に取り組むとともに、ネットワークの構築とその推進を図るよう努めるもの」と規定します。</u> 〔考え方〕 <u>市の役割では、基本理念に基づき、芸術文化によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するほか、「八尾ならではの芸術文化による共創・共生社会の形成」が条例の目的達成に不可欠という考え方から、その環境整備を担うとともに、これまでの芸術文化振興で中心的な役割を果たしてきた文化会館を「八尾ならではの芸術</u>	〔考え方〕 <u>市の役割としては、基本理念に基づき、芸術文化に関する施策を総合的かつ計画的に実施するほか、「芸術文化による八尾ならではの創造と交流の基盤の形成」が条例の目的達成に不可欠という考え方から、この基盤の形成を進めていくことを担います。</u> <u>また、市は、教育機関に対しては、小・中学生</u>	・市・教育機関・事業者・市民に共通する役割に記載されていた内容が、市民の役割に記載されていた内容と重複している部分があることから、記載を削除しました。 ・審議会のご議論を踏まえて、〔考え方〕から大学の
--	---	--

文化による共創・共生社会の形成」においても、<u>中核施設と位置付け、その役割及び機能を最大限に生かすこととします。</u> <u>教育機関の役割では、小・中学生や高校生が日々の授業や、部活動などを通じて、芸術文化に触れる機会や、活動の成果が発表できる場を設けるとともに、大学においても、部・サークル活動などで学生が芸術文化に関わる機会の確保に努めるものとしします。</u> <u>事業者の役割では、従業員の福利厚生活動の一環としての芸術文化の活用や、メセナ活動はもちろんのこと、例えば、工場見学を通じたものづくり文化の啓発や、製品やその包装に芸術文化の要素を取り入れるなど、事業者それぞれが、自身の事業活動を通じて芸術文化活動を支援する役割を果たすよう努めるものとしします。</u> <u>市民の役割では、個人個人の自由な意思を前提に、自主的かつ主体的な芸術文化活動を行うと</u>	や高校生が日々の授業や、部活動などを通じて、芸術文化に触れる機会や、活動の成果が発表できる機会を設ける<u>よう努めることについて理解を求めます。</u> <u>同じく、事業者に対しては、従業員の福利厚生活動の一環としての芸術文化の活用や、メセナ活動はもちろんのこと、例えば、工場見学を通じたものづくり文化の啓発や、製品やその包装に芸術文化の要素を取り入れるなど、事業者それぞれが、自身の事業活動を通じて芸術文化活動を支援する役割を果たすよう努めることについて理解を求めます。</u> <u>加えて、市民に対しては、個人個人の自由な意思を前提に、自主的かつ主体的な芸術文化活動を行うとともに、他の市民や役割主体とも交流や相互理解を深め、芸術文化を発展させる役割を担うよう努めることに理解を求めるものとしします。</u>	表記を削除しました。 ※ 6
--	--	------------------------------

もに、他の市民や役割主体とも交流や相互理解を深め、芸術文化を発展させる役割を担うよう努めるものとします。 市・教育機関・事業者・市民に共通する役割では、「八尾ならではの芸術文化による共創・共生社会の形成」のために、ネットワークを構築・推進に努めるものとします。 VII. 取り組む内容：		
<u>八尾ならではの芸術文化による共創・共生社会の形成</u>に向けて、基本理念を踏まえて、下記の①から⑦までを取り組む内容として規定するものとします。 ① <u>八尾ならではの芸術文化による共創・共生社会の基盤の形成</u> ② 芸術文化につながる機会の提供 ③ 芸術文化を深く味わう機会の提供 ④ 芸術文化活動の支援	VII. 取り組む内容： <u>「芸術文化による八尾ならではの創造と交流の基盤」</u>の形成に向けて、基本理念を踏まえて、下記の①から⑦までを取り組む内容として規定するものとします。 ① <u>芸術文化による八尾ならではの創造と交流の環境整備</u> ② 芸術文化につながる機会の提供 ③ 芸術文化を深く味わう機会の提供 ④ 芸術文化活動の支援	「VII. 取り組む内容」について

⑤芸術文化による子どもたちの育み ⑥芸術文化による地域の活性化 ⑦芸術文化による八尾の魅力発信 〔考え方〕 具体的な取り組み内容として、本条例の根幹でもある「<u>八尾ならではの芸術文化による共創・共生社会の形成</u>」に向けた<u>基盤づくりを行います</u>。次に、芸術文化に繋がる<u>機会の提供</u>、<u>深く味わう機会の提供</u>、<u>活動の支援</u>といった芸術文化の本質的価値の醸成のための取り組みを行います。また、芸術文化を活かした社会的・経済的価値の創出のための取り組みとして、<u>子どもたちの育み</u>、<u>地域の活性化</u>、<u>八尾の魅力発信についてを規定します</u>。<u>今後策定する基本計画</u>では、これらの取り組み内容をベースとして、<u>具体的な施策</u>を記載していきます。	⑤ 芸術文化による子どもたちの育み ⑥ 芸術文化による地域の活性化 ⑦ 芸術文化による八尾の魅力発信 〔考え方〕 具体的な取り組み内容として、本条例の根幹でもある「<u>芸術文化による八尾ならではの創造と交流の基盤の形成</u>」に向けた<u>環境整備を推進します</u>。次に、芸術文化に繋がる<u>機会の提供</u>、<u>深く味わう機会の提供</u>、<u>活動の支援</u>といった芸術文化の本質的価値の醸成のための取り組みを行います。また、芸術文化を活かした社会的・経済的価値を創出していくため、<u>子どもたちの育み</u>、<u>地域の活性化</u>、<u>八尾の魅力発信に関する取り組みを行います</u>。 なお、<u>今後策定する基本計画</u>では、これらの取り組み内容をベースとして、<u>より具体的な内容を記載していきます</u>。	
---	--	--

VIII. 推進体制： <u>八尾ならではの芸術文化による共創・共生社会</u>を推進していくために、市民、事業者、教育機関及び文化会館指定管理者等により構成する推進会議を設けることを規定するものとします。 〔考え方〕 推進会議は、「<u>八尾ならではの芸術文化による共創・共生社会</u>」におけるネットワークの形成主体で構成します。ネットワークの形成主体とは、<u>文化会館指定管理者を初め市内のさまざまな場所で芸術文化に関する活動を行う団体及び場所の管理者等を指します。</u>	VIII. 推進体制： <u>「芸術文化による八尾ならではの創造と交流の基盤」</u>を推進していくために、市民、事業者、教育機関等により構成する推進会議を設けることを規定するものとします。 〔考え方〕 推進会議は、「<u>芸術文化による八尾ならではの創造と交流の基盤</u>」において、市や文化会館をはじめ、根幹となる形成主体で構成します。	「VIII. 推進体制」について ・審議会のご議論を踏まえ、市民、事業者、教育機関といった大きな括りとのバランスを考慮し、「文化会館指定管理者」という記載を削除しました。なお、条例上の記載は削除するものの、〔考え方〕に記載のとおり文化会館は形成主体の一つとなります。 ※ 7
IX. 基本計画の策定： <u>芸術文化によるまちづくり</u>を総合的かつ計画的に推進するための芸術文化基本計画について規定するものとします。基本計画の策定、変更	IX. 基本計画の策定： <u>芸術文化に関する施策</u>を総合的かつ計画的に推進するための芸術文化基本計画について規定するものとします。基本計画の策定、変更にあ	

あたっては、市民意見の反映及び審議会への意見聴取が必要と規定するものとします。 〔考え方〕 現行の第 2 次八尾市芸術文化振興プランの後継計画として、芸術文化基本計画を令和 4 年度から進めていきます。 X. 審議会： 市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更、その他計画の推進に関する重要事項を調査審議するために八尾市芸術文化振興審議会を設置することを規定するものとします。 〔考え方〕 現在、八尾市芸術文化振興審議会は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 34 年八尾市条例第 195 号）に規定されていますが、審議会の設	っては、市民意見の反映及び審議会への意見聴取が必要と規定するものとします。 〔考え方〕 現行の第 2 次八尾市芸術文化振興プランの後継計画として、芸術文化基本計画を令和 4 年度から進めていきます。 X. 審議会： 市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更、その他計画の推進に関する重要事項を調査審議するために八尾市芸術文化振興審議会を設置することを規定するものとします。 〔考え方〕 現在、八尾市芸術文化振興審議会は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 34 年八尾市条例第 195 号）に規定されていますが、審議会の設	
---	---	--

置根拠を本条例に移すとともに、基本計画に関し、市長の諮問を受けて調査審議及び答申を行うことを基本的な役割とすることとします。なお、詳細は規則で定めることとします。	置根拠を本条例に移すとともに、基本計画に関し、市長の諮問を受けて調査審議及び答申を行うことを基本的な役割とすることとします。なお、詳細は規則で定めることとします。	
--	--	--